

第2節 銃刀関係

第1 アメリカ合衆国

アメリカ合衆国における銃器の所持、購入等については、州際取引については連邦法が、州内の取引においては州法がそれぞれ適用されるが、地方公共団体によっては、さらに、条例による規制がなされている。

実地調査を行ったのは、ニューヨーク州ニューヨーク市及びワシントン州であるが、ニューヨーク市においては州法による規制に加え、市の条例による厳しい規制がなされている。反面、ワシントン州においては、銃器に対する規制はニューヨーク州と比べて寛容であり、さらに、同州の州都オリンピア市においては条例もなく、州法以上の規制はなされていない結果、ニューヨーク市とは対照的に、かなり緩い規制となっている。

1 ニューヨーク州ニューヨーク市

(1) 調査日時・場所

平成13年8月6日

於 ニューヨーク市警察本部

(2) 先方対応者

ニューヨーク市警察本部法務部免許課担当官

(3) 聴取内容

ア 精神障害等を理由とする欠格事由及び免許保有者の義務等

ニューヨーク市においては、ニューヨーク州法の規定（N.Y.Penal Law 265.00.10）により、ニューヨーク市警長官が銃器の所持等に関する免許を発出することとされている。

ここで、精神障害等に関連する免許の欠格事由及び免許保有者の義務等については、以下のとおり定められている。

(ア) 連邦又は州法の規定による欠格事由

連邦法の規定（Title 18 U.S.C. § 922(g)）により、

- ・ 精神に障害がある旨裁判所で宣告され、又は強制的に精神病院に入院させられた者

については、州際若しくは国際取引において運搬された銃器を入手すること又は取引において銃器を所持すること等が禁止されている。

また、ニューヨーク州法の規定（N.Y.Penal Law 400.00.1）においては、

- ・ 善良な人格でないこと。
- ・ 精神障害を有したこと又は精神障害により公立若しくは私立の病院若しくは施設に入院したことの有無を述べないこと。
- ・ 免許の拒否について十分な理由（good cause）があること。

等が銃器の所持、携帯等の欠格要件とされている。

(イ) 市の条例の規定による免許の拒否等

a ライフル銃又はショットガンの許可

(a) 許可を行わないことができる場合

ニューヨーク市条例の規定（Rules of the City of New York, Title38 Chapter3 § 3-03）により、ニューヨーク市警長官は、以下に該当する場合等には、ライフル銃又はショットガンの許可を行わないことができる。

- ・ ライフル銃又はショットガンを安全に所持又は使用する能力に支障を及ぼす障害又は状態があり又はあった場合
- ・ 精神障害の治療を受けたことがある又は精神障害、アルコール中毒若しくは薬物中毒で入院したことがある場合
- ・ （精神障害歴等を含め）申請書に虚偽の記載をした場合

(b) 被許可者の報告義務

ライフル銃又はショットガンの許可を受けた者は、以下に該当する場合等には、即座に電話により、かつ、10日以内に書面によりニューヨーク市警察本部免許課ライフル銃・ショットガン係まで報告をしなければならない（§ 3-05(a)）。

- ・ 精神障害の治療施設若しくは療養所入院又は精神障害、アルコール中毒若しくは薬物中毒で治療を受けた場合
- ・ てんかん、糖尿病、気絶性の発作、瞬間的な失神、一時的な記憶喪失又は神経性の障害等ライフル銃又はショットガンの取扱いに影響を及ぼす障害又は状態が存在又は発生した場合

(c) 許可の停止又は取消し

以下に該当する場合等には、ライフル銃又はショットガンの許可を停止、又は取り消すことができる（§ 3-05(b)）。

- ・ 精神障害の治療を受けている若しくは受けたことがある場合又は精神障害、アルコール中毒若しくは薬物中毒で入院している若しくは入院したことがある場合
- ・ ライフル銃又はショットガンを安全に所持又は使用する能力に影響を及ぼす障害又は状態があり又はあった場合
- ・ ライフル銃又はショットガンの所持に関する規定に違反した場合

b けん銃の免許

(a) 免許の種類と取得のための要件

けん銃の免許には、特定の事業又は構内でのみ有効な構内免許（Premises License）、個人が隠匿して運搬できる携帯業務免許（Carry Business License）、携帯警備員免許（Carry Guard License）等がある。

このうち、構内免許を得るためには、以下の要件等が定められている（§ 5-02）。

- ・ 善良な道徳的人格を有していること。
- ・ 精神障害歴を明らかにすること。
- ・ けん銃を安全に所持又は使用する能力に影響を及ぼす障害又は状態にないこと。

また、警備員関係以外の携帯（carry）に関する免許を得る場合には、上記に加え、けん銃を携帯する適切な理由（proper cause）を示さなければならない

い (§ 5-03)。

(b) 免許保有者の報告義務

けん銃の免許保有者は、以下に該当する場合等には、即座に電話により、ニューヨーク市警察本部法務部免許課事件係まで報告をしなければならない (§ 5-22(c))。

- ・ 精神障害、アルコール中毒又は薬物中毒で治療を受けた場合
- ・ けん銃の安全な所持又は使用に影響を及ぼす障害又は状態が存在又は発生した場合

イ 精神障害者等に対するけん銃の免許の付与に関する運用等

(ア) けん銃の免許の付与に関する精神障害等に係る判断基準

けん銃の免許の付与の判断基準は、ニューヨーク州内でも地域ごとに若干異なっている (ニューヨーク市警の担当者によれば、ニューヨーク市は、州内の他地域と比べて免許の付与の基準は厳しいと思われるとの由)。

州法の欠格事由に該当する者については、ニューヨーク市警としても一律に免許を与えないが、その他は、一定の要件に該当する者について一律に免許を与えないということではなく、総合的に判断する。すわなち、一定の事実があっても、その背景は人それぞれに異なるのであって、こうした点まで考慮に入れた上で、一人一人につき、免許を与えることが妥当か否かについて、その人格 (character) から判断する。

そのため、免許の付与に当たって、精神分裂病、躁うつ病、精神病質、痴呆、知的障害、てんかん、その他の病気を有する者については、その治療歴、入院歴等についても考慮に入れた上で、公共安全、自傷他害のおそれ等から見て問題がないか否かを判断することとなる。

なお、審査期間については、上記条例によりおおむね6ヶ月とされている (§ 5-07)。

(イ) 申請者側の挙証責任等

免許の申請に当たっては、ニューヨーク市警は、全ての申請者に対し対面により必要な質問を行うが、免許を得るに当たって問題がないことについての挙証責任は申請者の側にある。

精神障害に関しては、申請者は、申請に当たって精神障害歴を明らかにしなければならないが、入院歴があれば免許が与えられないというわけではない。ただし、申請者が、自ら現在精神的に問題がないことについて明らかにしなければ、免許は付与されない。そのため、現在精神障害でないことについての医師の証明書は通常は必要とされてはいないが、入院歴があるような場合には必要となると考えられる。また、診断書を提出する場合の医師についても、専門医でなければ、信用性に欠け、免許を得ることは困難になる。また、専門医の医師の診断書があった場合でも、申請者の状態から見て信用性に欠けると判断される場合には、免許は与えられない。

なお、ニューヨーク州においては、精神病院に入院した場合には、医者はその旨を州の精神衛生局に通知しなければならないこととされており、ニューヨーク

市警は、更新も含め免許の申請の都度、申請者の入院歴について州の精神衛生局に照会する。

また、申請書に関しては、申請者は、申請書の内容に誤りがないことについて、2人の公証人等の前で宣誓した旨及びその日付を申請書に記載しなければならないこととされており、申請書に虚偽の記載をした場合には免許は付与されず、刑罰の対象となる。

(ウ) 免許の拒否

けん銃の免許は月に数百件付与している。申請前に必要な説明を行って、問題のある人には申請自体を断念してもらうスクリーニングを行っているので、拒否率は20%程度である。拒否については、携帯に関し、上記「適切な理由」がないため、拒否するケースが多く、それから犯歴により拒否することも多い。

精神障害を理由とする拒否は少なく、新規申請ではせいぜい月に1、2件程度である。ただし、更新の場合だと、もう少し割合は高くなる。

(エ) 練習のための仮免許

けん銃の免許を取得する前に練習を行いたい場合には、仮免許を取得しなければならない(§ 5-09)。一定の犯歴を有する者及び自傷他害のおそれのある者等は排除される。

なお、仮免許は義務ではなく、ニューヨーク市においては、免許を付与する場合には、その技能は考慮されない。ただし、州内でも例えば、ウェストチェスター郡では免許取得に当たって、一定の技能が必要とされる。

ウ その他参考事項

(ア) けん銃所持の義務等

免許を得た場合には、少なくとも一丁のけん銃を所持しなければならず、所持しない場合には、取消しの対象となる。また、銃を購入した場合には、72時間以内に登録しなければならない。

(イ) ニューヨーク市におけるけん銃に関する問題事例

ニューヨーク市警がけん銃の免許を付与した人は3万2千人であり、これらの人が銃器を用いて事件・事故を起こすのは年間650件程度である。

なお、最近の傾向として、DVがらみで免許を取り消す例が増えている。

2 ワシントン州

(1) 調査日時・場所

平成13年8月10日
於 ワシントン州免許局

(2) 先方対応者

ワシントン州免許局事業職業課担当官
ワシントン州保健・社会福祉局精神保健課担当官
ワシントン州司法省担当官
オリンピア市警察局長担当官

(3) 聴取内容

ア 精神状態を理由とする欠格事由

家庭等一定の構内で銃器を所持する場合には免許は不要とされている。ただし、州法により、精神の治療のために強制的に入院させられ、権利が回復されていない者による銃器の所持は、不法所持になると定められている (RCW9.41.040(1)(b)(ii))。

銃器を隠匿して携帯する場合には免許が必要となる。当該免許は、地方自治体警察の長又は郡保安官が免許を与えることとされている。精神の治療のために強制的に入院させられ、権利が回復されていないことは、当該免許を得る上での欠格事由とされている (RCW9.41.070(1)(a))。

なお、連邦法の規定により、精神に障害がある旨裁判所で宣告され、又は強制的に精神病院に入院させられている者については、州際若しくは国際取引において運搬された銃器を入手すること又は取引において銃器を所持すること等が禁止されている (Title 18 U.S.C. § 922(g))。

イ 欠格事由に該当しない場合の扱い

上記アの欠格事由に該当しない場合には、地域の条例等により特に定めがない限り、どのような精神障害を有していようが、構内で銃器を所持したり、けん銃を隠匿して携帯する免許を得ることができる。実際に、オリンピア市等においては、条例等による特段の定めはない。

けん銃隠匿携帯免許の申請については、申請者自らが出頭して申請を行うこととされているため、こうした機会に精神の異常による危険性により強制入院の必要があることが判明すれば当該手続を進めることとなる。しかしながら、症状が強制入院の基準に満たない者については、申請に基づくけん銃隠匿携帯免許の付与の手続を進め、他に欠格事由に該当していない場合には免許を付与することとなる。

上記の規定は、米国内でも極めてリベラルなものと考えられる。州当局の担当者としても、強制入院の経験がなければ、明らかに精神に異常のある人物であってもけん銃隠匿携帯免許を得ることができるということには問題があると考えが、法令に定めがない以上、申請があった場合には、行政当局として当該免許を与えないわけにはいかないとのことである。

ウ 権利の回復

精神の治療により強制的に入院させられたことを理由として銃器を所持すること

ができないとされた者は、銃器所持の権利の回復を裁判所に請願することができる (RCW9.41.047(3)(a))。この手続は保健・社会福祉局長が定めることとされているが、権利の回復のためには、入院若しくは外来の治療プログラムへの参加又は治療薬の服用の必要がなく、かつ、自傷他害のおそれのないことを管轄裁判所において明らかにしなければならない旨定めなければならないこととされている (RCW9.41.047(3)(b))。

エ けん銃の販売

けん銃の販売については、購入の申請を受けた販売者が所定の用紙を管轄の地方自治体警察の長又は郡保安官に送付し、購入者がけん銃を所持することができる旨の回答を得た場合等に限って行うことができるなどの要件が定められている (RCW9.41.090(1))。

オ 法執行機関又は裁判所による調査

法執行機関は、けん銃隠匿携帯免許又はけん銃購入の申請を行った者に関し、電子データベースにアクセスして欠格要件について調査することができることとされている (RCW9.41.070(2)、RCW9.41.090(2)(a))。

また、州の保健・社会福祉局、精神保健施設等は、法執行機関又は裁判所からの照会に対して、けん銃隠匿携帯免許又はけん銃購入の申請を行った者に関する情報を明らかにすることとされている (RCW9.41.097(1))。上記申請を行った者は、かかる照会がなされた場合に州の保健・社会福祉局、精神保健施設等が当該申請者の関連情報について回答することを承諾したものとみなされる (RCW9.41.070(4)、RCW9.41.094)。

カ その他参考事項

けん銃隠匿携帯免許に関し、その他参考となる事項については、下記のとおりである。

(ア) 免許の付与までの期間

免許の付与までの期間は、申請から 30 日以内とされている。ただし、州の運転免許若しくは ID カードがないような場合又は居住して 90 日が経過していない者については、60 日以内とされている (RCW9.41.070(1))

(イ) 免許の拒否率等

免許の拒否は数%であり、拒否の結果、訴訟を起こされることはまれで、裁判の結果拒否が不当とされることはさらにまれである。ただし、単に精神障害であるだけで拒否できないのは上記のとおりである。拒否の理由は明らかにしなければならないが、通常、所持する資格がない (ineligible) 旨記載している。

(ウ) 技能検定の不存在

技能検定に該当するようなものはなく、免許の付与の可否を判断するに当たって、技能は考慮されない。

(エ) 有効期間

免許の有効期間は 5 年で、更新することができる (RCW9.41.070(1))。